

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	介護労働者雇用改善援助等事業	担当部局・担当課室	人材開発統括官特別支援室 職業安定局雇用開発企画 課介護労働対策室
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第15条第1項	類型	その他
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設趣旨</p> <p>介護労働安定センターは、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「介護労働者法」という。）に基づき、介護分野に係る労働力の確保及び介護労働者の福祉の増進を図る総合的支援機関として、平成4年7月1日に指定法人となった。</p> <p>介護分野は、高齢化が急速に進む中で、労働力の確保が喫緊の課題となっていることから、介護労働安定センターによって、介護労働者の福祉の増進や良好な雇用機会の創出、介護労働者等に対する職業能力の開発・向上等の各種支援策に取り組んでいる。これらの業務のなかで、例えば雇用管理の改善は本来企業経営や労使関係に直接関わる問題であること、また、職業能力の開発・向上は介護業務が直接人の生命・身体を扱うため専門的な知識をもった者が行う必要があること等から、国が直接行うよりは、介護労働者の雇用管理改善や職業能力開発・向上に関する専門的知識・経験をもった団体により、専門的、弾力的にきめ細かく対応していくことが適当であることから、このような業務を行うことのできる団体を指定し、相談その他の援助等の業務を行わせることとしたもの。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>介護労働者法で規定する以下の事業を実施する。</p> <p>&lt;雇用管理改善事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働サービスインストラクターによる事業所訪問等によるきめ細やかな雇用管理改善に関する相談援助を実施。</li> <li>・雇用管理コンサルタントによる専門的な相談及びヘルスカウンセラーによる介護労働者の心身の健康確保に係る相談を実施。</li> <li>・介護労働者の労働環境の改善等に資する調査を実施。</li> <li>・雇用管理改善に関する事例等の情報を入手できるシステムを運用。</li> </ul> <p>&lt;能力開発事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護分野への就職を希望する離転職者を対象とした介護労働講習を実施。</li> <li>・介護労働者のキャリア形成の支援等を促進するため、事業主及び介護労働者を対象に、能力開発に関する相談援助・研修計画の作成支援等を実施。</li> <li>・介護労働者のキャリア形成に向けた支援の在り方等について検討する研究会を実施。</li> </ul>		
事務・事業の目的	<p>介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等への支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他の福祉の増進に資することを目的とする。</p>		
関連する政策目標等	<p>基本目標VI 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること</p> <p>1-1 多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること</p>		

法人の指定等の状況	別紙のとおり。
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。
料金等・積算根拠	特になし。
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>（1）雇用管理改善等援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談援助件数 95,453 件</li> <li>・事業所訪問による相談援助を受けた事業所の1年後の離職率 10.8%（参考）</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">全産業平均離職率 13.9%（令和3年）</p> <p style="margin-left: 40px;">介護職種平均離職率 14.3%（令和3年度）</p> <p>（2）介護労働者能力開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護労働講習 47 回、1,331 人、就職率 90.0%</li> </ul> <p>（参考）介護労働講習修了後3か月時点の就職率を継続的に85%以上（介護労働者雇用管理改善等計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修コーディネート事業 相談件数 2,004 件</li> </ul> <p>○事業収入（令和3年度）</p> <p style="margin-left: 20px;">交 付 金： 1,709,408 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">事業収入等： 1,071,038 千円</p>
国からの補助金等	<p>○補助金・委託費等（令和3年度予算）</p> <p>介護労働者雇用改善援助等事業：1,858,763 千円</p> <p>（内容）介護労働に関し、雇用管理の改善及び能力開発を総合的に推進するため、介護労働安定センターにおいて、介護労働者雇用改善援助等事業を実施するための交付金。</p>

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>○「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」を踏まえた事業の見直し 平成 22 年 12 月の「厚生労働省独立行政法人・公益法人整理合理化委員会」において、指定法人制度の在り方を全面的に見直すこととされ、平成 23 年 10 月の「労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会」においては、介護労働安定センターの交付金依存体質改善のため、別途設置する検討会の結論を踏まえた上で、改めて検討することとされた。</p> <p>これを受け、「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」を平成 23 年 11 月から開催し、同検討会の中間報告で、介護労働安定センターがこれから強化すべき役割として、①国の代替機能、②専門性の向上、③地域における関係機関との連携、④人材の発掘・定着が挙げられており、これらに焦点を当てた事業を現在まで行っているところである。また、交付金の内容や額について徹底した見直しを行い、適正な水準に保つ必要があるが、当該検討会において、介護労働安定センターが交付金に依存している体質を改めるために、①自主事業を拡大し適正な水準の収入を確保すること、②交付金の用途の特化・重点化を進めること、という具体的な取組方針が示され、それに基づいて事業を実施している。</p> <p>平成 28 年 8 月に開催された第 8 回検討会において、平成 27 年度決算で交付金依存率が 2 / 3 を下回った旨の報告がなされ、介護労働安定センターは指定法人として妥当であり、引き続き介護人材の確保と介護労働者の福祉の増進に大きな役割を果たしていくべきであるとの最終報告書が取りまとめられた。</p> <p>○雇用管理改善等援助事業においては、雇用管理相談の対象を離職率の高い小規模事業所や設置からの年数が短い事業所に特化・重点化すべきとの中間報告等での指摘を踏まえ、平成 25 年度より職員が 20 人以下の小規模事業所又は開設 3 年未満の事業所へ相談援助を重点的に行い、全相談援助件数に占める割合を 50%以上としている。加えて、課題に直面している事業所への相談（フォローアップ訪問）の割合を全相談援助件数の 20%以上とする目標を掲げ、きめ細やかな相談支援に取り組んできたところである。</p> <p>（実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全相談援助件数に占める割合を 50%以上（令和 3 年度 51.5%）、</li> <li>・課題に直面している事業所への相談（フォローアップ訪問）の割合を全相談援助件数の 20%以上（令和 3 年度 27.8%）</li> </ul> <p>○「介護雇用管理改善等計画」を踏まえた事業の実施 厚生労働省は、介護労働者法第 6 条に基づき、「介護雇用管理改善等計画」を改定し、現在、介護労働者等の雇用管理の改善及び職業能力の開発及び向上に係る取組に努めているところである。</p>
<p>事務・事業の必要性・有効性等</p>	<p>○事務・事業の必要性 高齢化が急速に進行する中で、今後も介護分野に対する一層のニーズの増大が見込まれる一方、現状においては離職率が高いなど、安定的な人材の確保が困難な状況が見られる。このような中で、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発・向上等の対策を実施していくことは、介護労働者の失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、職業生活を通じた継続的なキャリア形成を図る上で必要であり、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 4 条に国の責務として規定されているところである。</p> <p>○事務・事業の妥当性 これらの対策の実施に当たっては、業務内容が直接人の生命・身体を扱うという性質を持ち、組織体系が介護保険制度及び介護福祉士などの資格制度等の下に成り立っているという特殊性から、各事業所における介護労働者の雇用管理改善並びに能力開発及び向上を推し進めていくためには、国が直接実施するよりも、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される団体において総合的な対策を実施していくことが必要である。</p>

	<p>○事務・事業の有効性</p> <p>事業所訪問による相談援助を受けた事業所の離職率は全産業と比較しても低い離職率（令和3年全産業平均13.9%、令和3年度に援助相談を受けた事業所の1年後の離職率10.8%）となっており、離職率が低く抑えられていることは雇用管理援助相談が介護労働者の職場定着、離職防止に一定の効果をもたらしているものと考えていること、また、令和3年度に実施した介護労働講習修了者の講習修了後3か月時点の就職率は90.0%と介護労働力の確保に貢献しているところであり、当該事業は介護労働者等の雇用管理の改善及び職業能力の開発・向上に資するものであることから有効である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p>	<p>○指定等を行う妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化が急速に進行し、介護分野の労働力の需要は増大が見込まれる一方、離職率が高いなど雇用管理上の問題を抱えており、中小零細又は設立間もない事業所を中心に、これを解決しなければ介護分野への就職・定着が進まないこと</li> <li>・ 介護人材の確保・定着を図るためには、賃金などの処遇の向上に加えて、労働時間等の労働条件、職場環境の整備等の雇用管理の改善と介護労働者の能力開発を総合的に推進することが必要なこと</li> <li>・ 雇用管理の改善のための相談援助は、企業経営や労使関係に関わる他社に漏らすことのできない機微に触れる内容を含むため、利用者の立場から、公益的かつ非営利的な団体が実施することが望まれていること</li> </ul> <p>等の政策課題や利用者のニーズに対応して、地方自治体や関係団体との連携を図りつつ、全国において業務を実施することができる体制を確保することが必要であり、これらの対策の実施に当たっては、国が直接実施するよりも、専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される団体において総合的な対策を実施していくことが必要である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>&lt;指定等の基準の妥当性&gt;</p> <p>介護労働安定センターの業務は、国の責務である介護労働者の雇用管理の改善の促進、能力の開発及び向上等を図るための施策の推進に基づくものであるため、指定される団体は介護分野に関する専門的知識・経験を持ち、かつ、確実性、公益性及び非営利性が確保される必要がある。</p> <p>また、事業の一体的かつ全国統一的な実施や管轄区域を越えた横の連携を始め、国の方針を受けた事業の迅速かつ確実な展開が求められる。さらに、介護事業者に対する支援の実施のみならず、事例を蓄積し、これを公共財として公開し、全体的な雇用管理改善等の支援につなげるという一連のサイクルにより事業を実施することが効率的・効果的であり、全国的な組織である団体に継続的、安定的に行わせる必要がある。</p> <p>なお、事務・事業の実施主体は、本来、国が実施すべき業務を国に代わって実施することから、的確性・確実性が求められる。これらを担保するためには、一つの法人に責任を集中化し、かつ役員を選任（介護労働者法第25条に規定）や、事業計画等に認可を要する（介護労働者法第21条に規定）など、法人の意思決定について、国が強く関与していく必要がある。</p> <p>&lt;実施主体としての指定等法人の適格性&gt;</p> <p>公益財団法人介護労働安定センターは、介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資することを目的とした公益性を持った法人であり、事業実施に必要な専門性を有していること、全国規模の体制（本部・47都道府県支部制）を持っていることから、全国一つの指定法人として事業を行わせることとした。</p>

<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<p>指定法人に対する聞き取り調査</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)</p>	<p>高齢化が急速に進行する中で、介護人材の確保は依然として急務となっており、引き続き介護人材の安定的確保・資質向上を図る必要があることから、介護労働安定センターの果たす役割はますます重要になると考える。</p> <p>なお、介護労働安定センターが実施する雇用管理援助相談を受けた事業所の離職率は全産業と比較しても低い離職率（令和3年全産業平均13.9%、令和3年度に相談援助を受けた事業所の1年後の離職率10.8%）となっており、介護労働者の職場定着・離職防止に一定の効果を上げているものと考えていること、また、令和3年度に実施した介護労働講習修了者の講習修了後3か月時点の就職率は90.0%と介護労働力の確保に貢献していることから、同センターは引き続き指定法人として当該業務を実施することは妥当である。</p> <p>なお、今後についても「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」を踏まえ、引き続き、事業の効果的かつ効率的な事業実施に取り組んでいく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

- ・公益財団法人 1 法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
公益財団法人 (1 法人)			
介護労働安定センター	平成 4 年 7 月	03-5901-3041	特になし。